

「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」に係る 意見聴取の実施方法について（愛媛県運用）

本運用については、「スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 31 日国住心第 178 号）」第 3 第一号に規定する「サービス付き高齢者向け住宅」を整備しようとする者が、当該補助金交付要綱に定めるところにより、国庫補助を受け、サービス付き高齢者向け住宅及び併設施設を整備しようとする場合に必要となる、意見聴取の方法等について必要な事項を定める。

1 用語の定義

この運用における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 国交付要綱

スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 31 日国住心第 178 号）をいう。

(2) サ高住

国交付要綱第 3 第一号に規定する、サービス付き高齢者向け住宅をいう。

(3) 申請者

国交付要綱第 7 に規定する、補助金の交付の申請をしようとする者をいう。

(4) 整備

サ高住を供給するため、その建築主が国交付要綱に定めるところにより、建設等、買取り等、改良等及び改修等のいずれかを行うものをいう。

2 意見聴取の申請

(1) 対象

サ高住及び併設施設を整備する、愛媛県内の全市町を対象とする。

(2) 提出先

申請者は、上記 2（1）の対象に応じ、次表に定めるところにより、意見聴取の手続きを行うための申請書を提出するものとする。

対象市町			提出先		住 所	TEL
松山市			市	都市整備部 住宅課	〒790-8571 愛媛県松山市二番町 四丁目 7-2	089-948-6934
松山市以外	東予地域	今治市 新居浜市 西条市 四国中央市 上島町	県	東予地方局 建設部 建築指導課	〒793-0042 愛媛県西条市喜多川 796-1	0897-56-0361

松山市以外	中予地域	伊予市 東温市 久万高原町 松前町 砥部町	県	中予地方局 建設部 建築指導課	〒790-8502 愛媛県松山市北持田町 132	089-909-8778
	南予地域	宇和島市 八幡浜市 大洲市 西予市 内子町 伊方町 松野町 鬼北町 愛南町	県	南予地方局 建設部 建築指導課	〒798-8511 愛媛県宇和島市天神町 7-1	0895-23-2987

(3) 申請書類

申請者は、上記 2 (2) の提出先へ次に掲げる書類を 1 部提出する。

なお、原則として、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき提出する、サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書に併せて提出するものとする。

提出書類①	サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取申請書 (参考様式 1)
提出書類②	その他添付資料 (※ただし、3 (1) 及び (2) に定める事前協議 [手順①] において、関係市町から「提出書類①」の状況が分かる添付資料の提出を求められた場合に限る。)

3 意見聴取の手順等

(1) 県へ申請する場合 (別紙 1 「申請フロー図」参照)

【手順①】申請者は、上記 2 (3) に掲げる申請書類を基に、関係市町に対し申請に係る事前協議を行う。

関係市町は、主に次のことについて事前協議 (確認) を行う。

○ 関係市町として、申請書 (提出書類①) に記載された内容を確認するため、別途、添付書類が必要かどうか。

(回答書は、関係市町においても作成する必要があるため、必要と認められる資料があれば、提出を依頼すること。)

(注) 介護保険の特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受ける予定がある場合は、指定に係る総量規制にかかるおそれがあるため、これらの情報を確知した場合にあっては、適宜、福祉部局に情報共有等を図ること。

【手順②】申請者は、手順①による事前協議を終えた後、提出先（県地方機関）に申請書類を提出する。

【手順③】県地方機関は、申請書類に必要事項が記載されていることを確認したうえで、県建築住宅課へ送付する。

【手順④】県建築住宅課は、申請書類が到達した場合は、その内容を確認のうえ回答書（参考様式2）を作成する。また、併せて関係市町に対し、回答書（参考様式3）の作成を依頼する。（関係市町は、県建築住宅課からの依頼を受理した場合は、回答書を作成し、県建築住宅課へ送付する。）

【手順⑤】県建築住宅課は、必要に応じて関係者間で協議（※1）のうえ回答書（参考様式2）の内容を確定し、関係市町から送付された回答書（参考様式3）を取りまとめ、県地方機関へ送付する。また、その後速やかに、事務事業者（補助事業事務局）にその写しを送付する。

（※1）申請者が介護保険の特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受ける予定があるかどうかに関わらず、申請書類が到達した時点で福祉部局（長寿介護課）と情報共有を図ることとし、指定を受ける予定があることを確知した場合には、その内容等について協議することを想定している。

【手順⑥】県地方機関は、申請者に対し回答書（参考様式2及び3）を交付する。

（2）松山市へ申請する場合（別紙1「申請フロー図」参照）

【手順①】申請者は、上記2（3）に掲げる申請書類を基に、松山市に対し申請に係る事前協議を行う。

松山市が実施する事前協議（確認）については、上記3（1）【手順①】を準用する。

【手順②】申請者は、手順①による事前協議を終えた後、提出先（松山市）に申請書類を提出する。

【手順③】松山市は、申請書類の内容を確認のうえ回答書（参考様式3）を作成する。また、併せて県建築住宅課に対し、回答書（参考様式2）の作成を依頼する。（県建築住宅課は、必要に応じて関係者間で協議（※1）のうえ回答書（参考様式2）を作成し、速やかに松山市へ送付する。）

【手順④】松山市は、関係者間で協議のうえ回答書（参考様式3）の内容を確定し、県建築住宅課から送付された回答書（参考様式2）を取りまとめ、申請者へ交付する。また、その後速やかに、事務事業者（補助事業事務局）にその写しを送付する。

4 意見聴取の手続きに係る回答までの期間

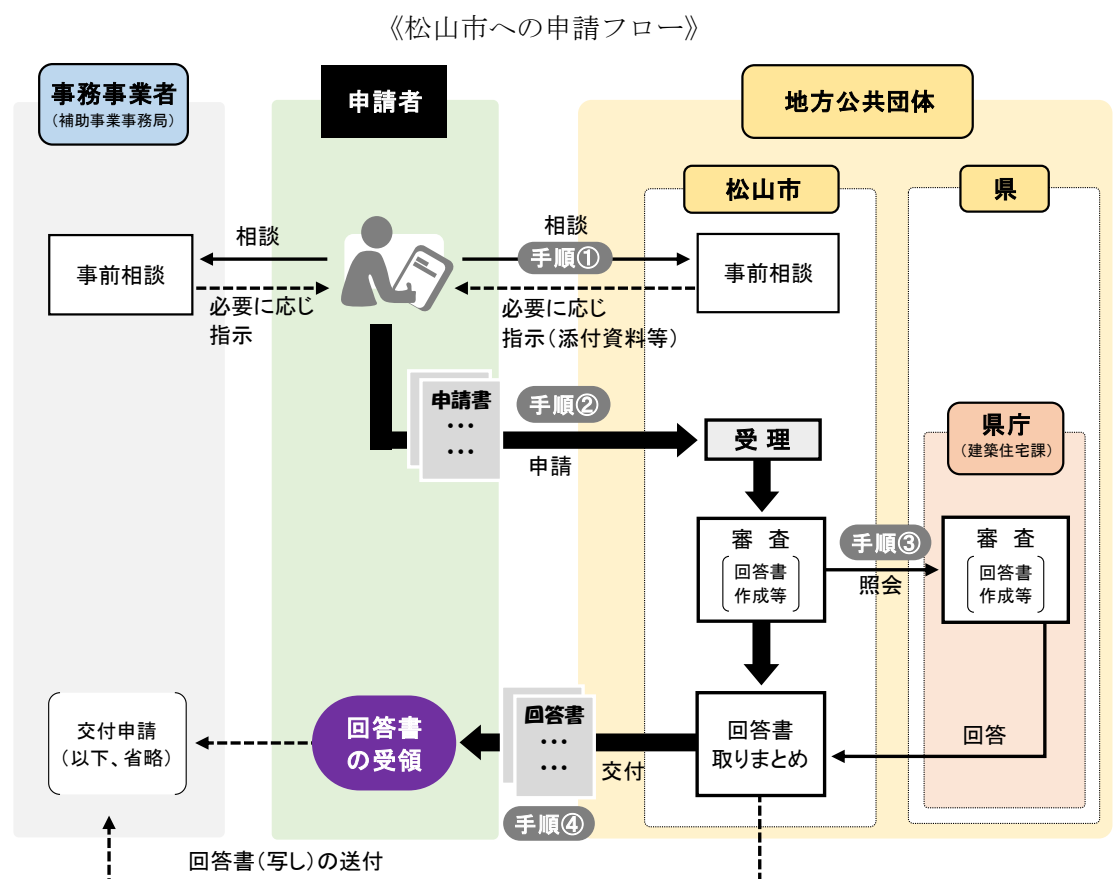
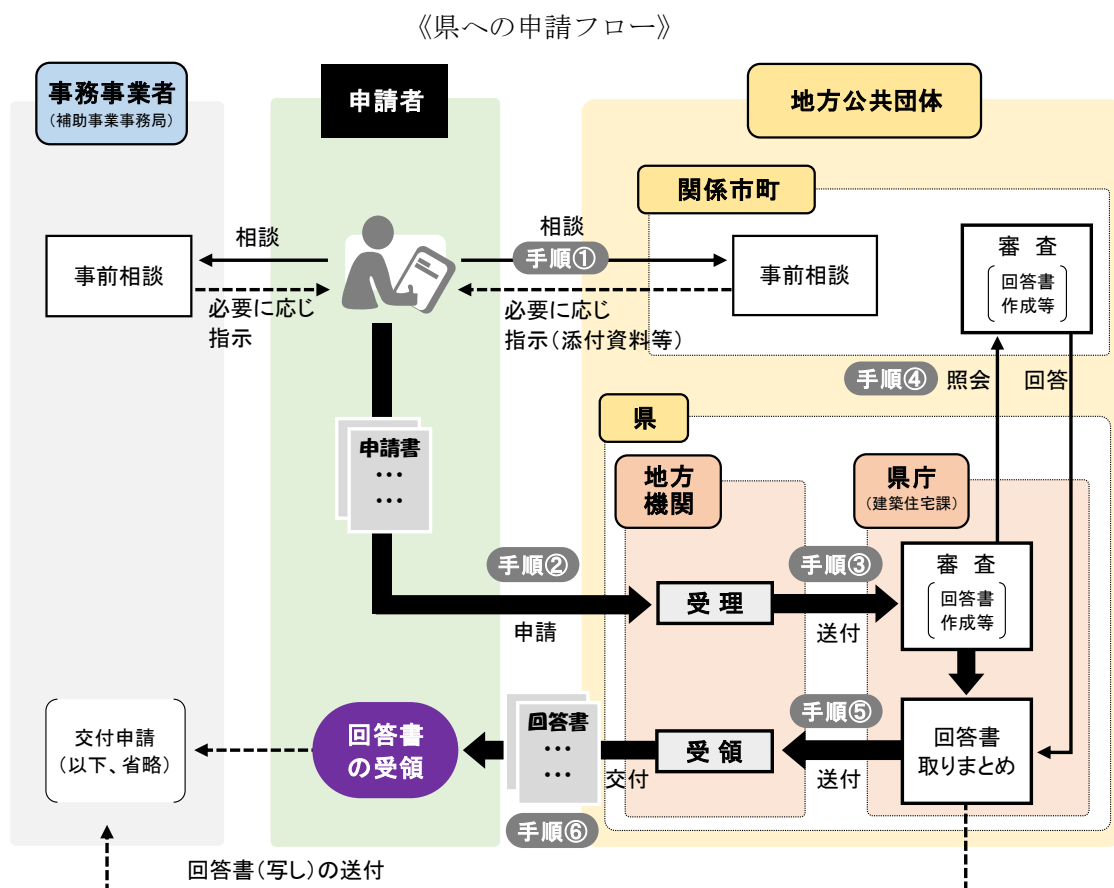
窓口で申請書を受理してから、原則 21 日間以内に実施するものとする。

（注）この期間については、申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間のこといい、申請等を補正するために要する日数、申請等の途中で申請者がその申請等の内容を変更するために必要とする日数、審査のために必要な資料等を追加する場合の日数及び県の休日の日数を除く。

附 則

この運用は、令和 7 年 6 月 18 日から施行する。

(別紙1) 申請フロー図



(別紙2) 担当窓口

サービス付き高齢者向け住宅整備事業

[HOME](#) > 都道府県及び市区町村の意見聴取に関して

都道府県及び市区町村の意見聴取に関して

令和7年4月以降に交付申請する場合、「都道府県及び市区町村のまちづくり方針と整合していること」が補助の要件となります。交付申請書に「都道府県及び市区町村への意見聴取結果」を添付して申請してください。

なお、原則として、事前相談が必要となりますので、申請前にあらかじめ、当該市区町村の窓口にご相談してください。

《スマートウェルネス住宅等推進事業の意見聴取に係る担当窓口》

No	自治体	担当窓口	
		部 署	電話・FAX
38	愛媛県	土木部道路都市局 建築住宅課 住宅企画係	Tel : 089-912-2760 Fax : 089-941-0326
38202	今治市	福祉事務所 介護保険課 介護保険係	Tel : 0898-36-1526 Fax : 0898-34-5077
38203	宇和島市	建設部 建築住宅課 管理係	Tel : 0895-49-7028 Fax : 0895-25-3130
38204	八幡浜市	八幡浜市保健センター	Tel : 0894-24-6626 Fax :
38205	新居浜市	建設部 建築住宅課	Tel : 0897-65-1277 Fax : 0897-65-1276
38206	西条市	介護保険課 介護総務係	Tel : 0897-52-1308 Fax : 0897-52-1408
38207	大洲市	建設部 都市整備課 都市計画係	Tel : 0893-24-1719 Fax : 0893-24-1736
38210	伊予市	産業建設部 都市整備課	Tel : 089-982-1111 Fax : 089-982-1234
38213	四国中央市	建設部 建築住宅課 住宅政策室	Tel : 0896-28-6183 Fax : 0896-28-6189
38214	西予市	産業建設部 建設課 建築住宅係 福祉事務所 長寿介護課 介護保険係	Tel : 0894-62-6410 Fax : 0894-62-6571 Tel : 0894-62-6406
38215	東温市	産業建設部 都市整備課 建築住宅係	Tel : 089-964-4412 Fax : 089-964-4447
38356	上島町	健康福祉部 健康推進課 産業建設部 建設課	Tel : 0897-76-3000 Fax : 0897-76-2375 Tel : 0897-77-2500 Fax : 0897-77-4011
38386	久万高原町	保健福祉課 高齢者福祉係	Tel : 0892-21-1113 Fax : 0892-21-2862
38401	松前町	産業建設部 まちづくり課 住宅係	Tel : 089-985-4122 Fax : 089-985-4147
38402	砥部町	建設課 管理係	Tel : 089-962-6010 Fax : 089-962-4277
38422	内子町	建設デザイン課 管理係	Tel : 0893-44-2111 Fax : 0893-44-5140
38442	伊方町	長寿介護課 長寿介護係 建設課 建設管理係	Tel : 0894-38-2652 Fax : 0894-38-1881 Tel : 0894-38-2656 Fax : 0894-38-1378
38484	松野町	建設環境課	Tel : 0895-42-1115 Fax : 0895-42-1119
38488	鬼北町	建設課 都市計画・管理係	Tel : 0895-45-1111 Fax : 0895-45-1119
38506	愛南町	高齢者支援課 高齢者支援係	Tel : 0895-73-7125 Fax : 0895-73-7009

(参考様式1)

令和 年 月 日

愛媛県土木部道路都市局
建築住宅課長 様

住 所
申請者

印

サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る
意見聴取申請書

下記の計画について、サービス付き高齢者向け住宅整備事業の交付申請をしたいので、意見聴取手続きをお願い致します。

記

申請者名	
住 宅 名	
計 画 地	
①地域の需要等を踏まえた 高齢者住宅の確保	
②公共交通機関への アクセス等の立地 (※)	
③医療・介護サービス との連携体制等 (※)	
備 考	

(※) 必要に応じて、内容が分かる資料を添付すること。

(参考様式1)

記入例

令和 ●●年 ●●月 ●●日

愛媛県土木部道路都市局
建築住宅課長 様

住 所 ●●市●●町●●丁目●●番●●号

申請者 ●●法人 ●●会

代表者 ●● ●● 印

サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る
意見聴取申請書

下記の計画について、サービス付き高齢者向け住宅整備事業の交付申請をしたいので、意見聴取手続きをお願い致します。

記

申請者名	●●法人 ●●会
住 宅 名	(仮称) ●●●●●
計 画 地	●●市●●町●●丁目●●番●●号
①地域の需要等を踏まえた 高齢者住宅の確保	●●●● 当該地域の高齢化の状況や、介護サービス供給状況などのニーズを勘案した“供給の必要性”を記載ください。
②公共交通機関への アクセス等の立地 (※)	JR●●線●●駅から徒歩で●分 事業登録申請書「別紙」中、「1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地」の「利用交通手段」と同様の内容を記載ください。
③医療・介護サービス との連携体制等 (※)	有限会社●●と、食事・入浴。排泄介助について連携 ●●医院と、定期訪問診療について連携 事業登録申請書「別紙」中、「8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設」又は「9. 高齢者居宅生活支援事業を行うものとの連携及び協力」について、どの相手方とどのようなことで連携するのかを記載ください。
備 考	備考欄は、その他、必要な事項があれば記載してください。

(※) 必要に応じて、内容が分かる資料を添付すること。

(参考様式2)

サービス付き高齢者向け住宅整備推進事業
に係る意見聴取に対する回答

申請者名 ●●法人 ●●会
建設予定地 ●●市●●町●丁目●番●号

上記計画に関する意見聴取について、以下のとおり回答します。

①地域の需要等を踏まえた高齢者住宅の確保	
☐ 意見なし	(理由)
☐ 意見あり	(意見内容)

※その他留意すべき事項

注：この回答については、あくまで「サービス付き高齢者向け住宅整備推進事業」に係るものであり、「介護保険の特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定申請」に関する内容は含まない。

令和 年 月 日
愛媛県 土木部 道路都市局 建築住宅課

(参考様式 3)

サービス付き高齢者向け住宅整備推進事業
に係る意見聴取に対する回答

申請者名

●●法人 ●●会

建設予定地

●●市●●町●丁目●番●号

上記計画に関する意見聴取について、以下のとおり回答します。

①地域の需要等を踏まえた高齢者住宅の確保	
☐ 意見なし	(理由)
☐ 意見あり	(意見内容)
②公共交通機関へのアクセス等の立地	
☐ 意見なし	
☐ 意見あり	(意見内容)
③医療・介護サービスとの連携体制等	
☐ 意見なし	
☐ 意見あり	(意見内容)
④立地誘導や防災その他まちづくりとの整合	
☐ 意見なし	
☐ 意見あり	(意見内容)

※その他留意すべき事項

令和 年 月 日
〇〇市（町） 〇〇部 〇〇課